

令和8年4月27日招集

令和8年 第4回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和8年第4回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和8年第4回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和8年4月27日（月） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（19名）

1番 清 野 周 治	2番 元 木 太 志	3番 大 江 弘 哉
4番 留 場 美 佐	5番 仲 野 孝 藏	6番 山 科 幸 子
7番 永 瀬 清 一	8番 石 山 一 穂	9番 栗 原 洋 幸
10番 芦 野 繁 美	11番 阿 部 昇	12番 寒 河 江 一 浩
13番 大 江 正 好	14番 加 藤 友 英	15番 中 谷 裕
16番 高 橋 浩 一	17番 東 海 林 光 輝	18番 門 脇 功
19番 菅 原 繁 治		

1. 欠席委員は、次のとおりである。（0名）

1. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 報第6号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について
- 第5 報第7号 農地の転用の制限の例外確認申請について
- 第6 報第8号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第7 議第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第8 議第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第9 議第18号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について
- 第10 農地あっせん委員会の報告
- 第11 農地転用委員会の報告
- 第12 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長 石 川 健 吾	農政主査兼農政係長 高 橋 範 一
農地主査兼農地係長 後 藤 美 智 子	主任 小 山 田 ル ミ

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顚末

【議長】

ただいまから、令和8年第4回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に遅刻の届け出ありました委員は、6番山科幸子委員であります。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

4番留場美佐委員、5番仲野孝藏委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定でありますがお諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日1日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第3回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第6号農地法第3条第1項の規定による許可の取消願についてから、日程第9、議第18号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、までの3報告と3案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。石川事務局長、お願いします。

【石川事務局長】

令和8年第4回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、その内容について、ご説明いたします。1頁をお開きください。

今月の農地法第3条第1項の規定による許可の取消願は1件です。

報第6号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について

別紙、土地に係る農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について受理したので、本会に報告するものです。2頁をお開きください。

農地法第3条第1項の規定による許可の取消願の受理関係、所有権移転

許可年月日：平成23年12月26日、指令番号：指令東農委第114号。土地の所在：大字東根元東根字本郷●●●●、地目、登記簿：田、現況：田、地積：1,381㎡。譲渡人住所氏名：

東根市本丸南二丁目●●●● ●●●●、(許可当時)東根市本丸南二丁目●●●● ●●●●。譲受人住所氏名：東根市本丸東●●●● ●●●●。取消願年月日：令和8年3月30日。取消願の理由：当初許可の直後に譲渡人の●●●●が死亡し、売買手続きが頓挫していた。●●●●への相続登記が完了し、売買を進めるにあたり、農地の現況等を踏まえて売買価格を変更することになったことから、再申請のために当初許可を取り消すもの。取消願の受理年月日：令和8年4月3日です。3頁をご覧ください。

今月の農地の転用の制限の例外確認申請は1件であります。

報第7号 農地の転用の制限の例外確認申請について

別紙、土地に係る農地の転用の制限の例外確認についての申請があったので、農地法第4条第1項第8号の規定により県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものです。4頁をお開きください。

農地の転用の制限の例外確認申請関係

受付番号1 申請者住所氏名：東根市大字羽入●●●● ●●●●。土地の所在：大字羽入字東原●●●●。地目：畑、面積：1,810㎡の内199㎡。土地の所有者：●●●●。転用の理由：農作業倉庫を設置する。所要面積：農作業小屋160㎡、通路他39㎡です。5頁をご覧ください。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は31件です。

報第8号 農地賃貸借契約の合意解約について

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものです。6頁をお開きください。

農地賃貸借契約の合意解約関係

受付番号45番 土地の所在：大字若木字野川向●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：4,158㎡他2筆。賃貸人住所氏名：東根市神町中央一丁目●●●● ●●●●。賃借人住所氏名：東根市温泉町一丁目●●●● ●●●●。解約後の利用：中間管理事業を利用し受け手を変更、です。

以下、受付番号46番から10頁の受付番号75番までの30申請は、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。11頁をお開きください。

今月の農地法第3条の許可申請は32件です。

議第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

農地法第3条第1項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものです。12頁をお開きください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転

受付番号94番 土地の所在：大字東根元東根字本郷●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：1,381㎡。譲渡人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●● ●●●●。事由：労力不足、経営面積：14 a。譲受人住所氏名：東根市本丸東●●●● ●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：230 a です。

以下、受付番号95番から13頁の受付番号103番までの9申請は、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（所有権移転）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。14 頁をお開きください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定

受付番号104番 土地の所在：大字東根元東根字和合●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：375㎡。貸人住所氏名：東根市神町北一丁目●●●● ●●●●。事由：労力不足、経営面積：38 a。借人住所氏名：東根市神町北一丁目●●●● ●●●●。事由：新規就農、経営面積：12 a です。

以下、受付番号105番から17頁の受付番号122番までの18申請は、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（賃貸借権設定）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。18 頁をお開きください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、使用貸借権設定

受付番号123番 土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：3,672㎡。貸人住所氏名：東根市小林二丁目●●●● ●●●●。事由：相手方の要望、経営面積：145 a。借人住所氏名：東根市小林二丁目●●●● ●●●●。事由：経営規模拡大、経営面積：145 a です。

以下、受付番号 124 番、125 番の 2 申請は、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第3条総括表（使用貸借権設定）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。19頁をご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は4件です。

議第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

農地法第5条第1項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものです。20頁をお開きください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請関係

受付番号9番 土地の所在：中央西●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積：1,642㎡他1筆。譲渡人住所氏名：東根市六田一丁目●●●● ●●●● 職業：●●●●。

譲受人住所氏名：東根市神町北五丁目3番24号 株式会社ラディッツ代表取締役 矢萩賢一 職業：不動産業。転用後の主要目的：宅地分譲、道路、雪捨場です。

以下、受付番号10番から21頁の12番までの3申請は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農地法第5条総括表は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。22頁をお開きください。

ただいま説明いたしました農地法第5条の申請箇所を示す位置図ですので参考にしてください。23頁をご覧ください。

今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案件は57計画です。

議第18号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、別紙土地に係る農用地利用集積等促進計画を作成するため、本会の意見を求めるものです。24頁をお開きください。

農用地利用集積等促進計画関係、所有権移転

番号1番 土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●。現況地目：樹園地、認定面積：113㎡。譲渡人住所氏名：山形市下条町一丁目●●●● ●●●●。譲受人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●● ●●●●。対価：10,000円（総価）です。

以下、番号2番から25頁の番号7番までの6計画については、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表（所有権移転）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。26頁をお開きください。

農用地利用集積等促進計画関係、賃貸借権設定

番号8番 土地の所在：大字若木字野川向●●●●。現況地目：樹園地、認定面積：4,158㎡の内1,500㎡。貸人住所氏名：東根市神町中央一丁目●●●● ●●●●。借人住所氏名：東根市神町営団大通り●●●● ●●●●。契約期間：始期令和8年7月1日、終期令和18年11月30日。賃借料：10aあたり30,000円です。

以下、番号9番から32頁の番号55番までの47計画については、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表（賃貸借権設定）は記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。33頁をお開きください。

農用地利用集積等促進計画関係、使用貸借権設定

番号56番 土地の所在：神町西四丁目●●●●。現況地目：樹園地、認定面積：1,857㎡他5筆。貸人住所氏名：東根市神町中央二丁目●●●● ●●●●。借人住所氏名：東根

市神町中央二丁目●●●● ●●●●。契約期間：始期令和8年7月1日、終期令和8年11月30日。賃借料は無償です。

以下、番号57番については記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積等促進計画総括表（使用貸借権設定）は、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告3件と案件3件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に日程第10、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。
12番寒河江一浩農地あっせん委員会委員長。

【12番寒河江一浩あっせん委員会委員長】

はい、12番寒河江です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を4月21日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第3条による所有権移転の許可申請10件、賃貸借権設定の許可申請19件、使用賃貸借権設定の許可申請3件、合計32件の取り扱いについてです。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る4月16日に実施しました、農地あっせん委員による関係地区の現地調査、及び事務局による現地調査の結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号94番、96番から100番、102番から103番の申請事由は経営規模拡大となります。受付番号95番、及び101番の申請事由は新規就農となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号104番、118番、119番の申請事由は新規就農となります。受付番号105番から107番、114番、117番、120番、及び121番の申請事由は経営規模拡大となります。受付番号108番、109番、112番、及び113番、115番及び116番、122番の申請事由は利用集積計画期間満了に伴う再設定となります。受付番号110番、及び111番の申請事由は、新規法人となります。

次に、使用貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号123番、125番の申請事由は経営規模拡大です。受付番号124番の申請事由は新規就農です。

なお、今月開催されました委員会において、新規就農として●●●●氏ほか4名、及び新規法人として株式会社たきぐち果樹園への聴取を行い、農地の利用計画、経営収支計画などについては、問題ないことを確認したところです。

いずれの案件につきまして、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしており、正当であるとの意見の一致をみております。

以上のことから、今月の案件はすべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告です。

つきましては、本総会におきましても、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、日程第 11、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

7 番永瀬清一農地転用委員会委員長。

【7 番永瀬清一農地転用委員会委員長】

はい、7 番永瀬です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を 4 月 21 日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび提案されました議題は、農地法第 5 条による許可申請 4 件についてです。

転用許可申請関係案件については、去る 4 月 16 日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

農地法第 5 条についての農地区分、及び立地基準の判断であります。受付番号 9 番、及び 10 番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため第 3 種農地となりますが、いずれも分譲用宅地を整備するものです。

農地区分(第 3 種農地)「第 2 の 1 の(1)のエの(ア) b (c)」に該当

受付番号 11 番については、農地の規模が 10ha 以上の区域にあるため、第 1 種農地となりますが、集落に接続して農家住宅を整備するものであります。

農地区分(第 1 種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(ア) a」に該当

立地基準(第 1 種農地)「第 2 の 1 の(1)のイの(イ) c (e)」に該当

受付番号 12 番については、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内にあるため農用地となりますが、北村山地区建設発生土改良センターのストックヤードへの運搬路として、3 年間の一時転用を行うものです。

農地区分(農用地)「第 2 の 1 の(1)のアの(ア)」に該当

立地基準(農用地)「第 2 の 1 の(1)のアの(イ) c」に該当

以上を踏まえ、許可基準に留意し各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告です。

つきましては、本総会におきましても、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。

質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第12、地区委員会の開会及び報告についてでありますがお諮りいたします。

ただいまから、15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第16号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、8番石山一穂委員、及び14番加藤友英委員が、また、議第18号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、16番高橋浩一委員が、それぞれ農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、これらの議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

ただいまの時間は、午前10時15分でありますので午前10時30分をめぐりに地区委員会を終了して下さるようお願いいたします。

それでは休憩いたします。

午前10時15分 休 憩

午前10時30分 開 議

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【5番仲野孝藏委員】

5番仲野です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第16号については、経営規模拡大、及び新規就農などによるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第17号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第18号については、地域の中心となる担い手などに貸付、または所有権移転するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【17番東海林光輝委員】

17番東海林です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第16号については、経営規模拡大、及び新規法人などによるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第18号については、地域の中心となる担い手などに貸付するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いいたします。

【3番大江弘哉委員】

3番大江です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第16号については、経営規模拡大、及び新規就農などによるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第17号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第18号については、地域の中心となる担い手等に貸付又は所有権移転するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

以上、よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【議長】

これを持ちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

なお、報第6号農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について、報第7号農地の転用の制限の例外確認申請について、及び報第8号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますので、ご了承願います。

それでは初めに、議第16号農地法第3条第1項の規定による許可申請について採決いたしますが、その前に8番石山一穂委員、及び14番加藤友英委員に申し上げます。あなた方は、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間退席願います。

お諮りいたします。

議第16号について、農地あっせん委員会、及び地区委員会の審議のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第16号については、許可することに決しました。

8番石山一穂委員、及び14番加藤友英委員の復席を求めます。

8番石山一穂委員、及び14番加藤友英委員に申し上げます。ただいま議第16号については、許可することに決しましたので報告いたします。

次に、議第17号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、採決いたします。

お諮りいたします。

議第17号について、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第17号については、許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第18号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、採決いたしますが、その前に、16番高橋浩一委員に申し上げます。あなたは、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間退席願います。

お諮りいたします。

議第18号について、地区委員会の審議のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

よって、議第18号については、決定することに決しました。

16番高橋浩一委員の復席を求めます。

16番高橋浩一委員に申し上げます。ただいま議第18号については、決定することに決しましたので報告いたします。

以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和8年第4回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前10時37分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議	長	菅原	繁治
---	---	----	----

議事録署名委員	留場	美佐
---------	----	----

議事録署名委員	仲野	孝藏
---------	----	----